

受益者の皆さまへ

SOMPOアセットマネジメント株式会社

損保ジャパンSRIオープン（愛称：未来のちから）
繰上償還＜予定＞のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「損保ジャパンSRIオープン」につきまして、繰上償還の実施を予定しております。

この繰上償還につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい、手続きを行います。
繰上償還の理由、手続き等につきましては、後掲する詳細をご参照ください。

なお、今般の繰上償還にご同意いただける場合には、特別な手続きの必要はございません。

ご同意いただけない方のみ、後掲「4. 異議申立て手続き」をご確認のうえ、お手続きください。

何卒、ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

本件に関するお問合せ

SOMPOアセットマネジメント株式会社 リテール営業部 電話番号 0120-69-5432
受付時間：平日※の午前9時～午後5時 ※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日

*お客さまの個別のお取引内容については、お取引先の販売会社へお問い合わせください。

1. 対象ファンドの名称

損保ジャパンSRIオープン

2. 繰上償還の理由

損保ジャパンSRIオープンは、2005年3月25日に設定し、現在まで運用を行ってまいりました。しかしながら、受益権の総口数は10億口を下回る状況が続いており、将来的に効率的な運用を行うことが困難な水準に近づきつつあります。今後も純資産総額の増加は見込み難く、繰上償還を行うことが受益者のみなさまにとって有利であると判断いたしました。

3. 今後の手続きと日程

内容	日程	詳細
電子公告開始日	2024年11月15日	以下のアドレスに掲載します。 https://www.sompo-am.co.jp/
異議申立期間	2024年11月15日 ～ 2024年12月18日	2024年11月15日時点の受益者は、異議申立期間中にSOMPOアセットマネジメント株式会社に対し、書面により、繰上償還に関する異議を申立てることができます。 ※詳細は後掲する「4. 異議申立て手続き」を参照ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">繰上償還にご同意いただける場合、 特別なお手続きは必要ございません。</div>
繰上償還正式決定日	2024年12月18日	上記期間に受付けた異議申立口数を集計します。 集計した異議申立口数が・・・ ・受益権総口数の二分の一を超えない場合 予定通り、繰上償還を行うことを決定します。 ・受益権総口数の二分の一を超えた場合 繰上償還は行いません。 この場合、繰上償還を行わない旨を速やかに以下のアドレスに掲載（公告）し、受益者の皆様へ書面を交付します。 https://www.sompo-am.co.jp/
繰上償還予定日	2025年1月30日	正式決定した場合、繰上償還いたします。

※購入・換金のお申込みの最終受付日は2025年1月29日となります。

※販売会社によってはお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。

※基準価額は運用状況等により償還日まで変動します。

繰上償還することとなった場合、償還準備のため組入れ資産を売却する予定ですので、繰上償還正式決定日から償還までの間は運用の基本方針に沿った運用ができなくなる可能性があります。ご注意ください。

4. 異議申立て手続き

(1) 繰上償還にご同意いただける場合

特別なお手続きは必要ございません。

(2) 繰上償還にご異議がある場合

以下の内容を記入した書面をご用意いただき、異議申立期間中（2024年11月15日～2024年12月18日）にSOMPOアセットマネジメント株式会社までご郵送ください。

ご記入の際は、後掲する「(3) ご注意事項」を必ずお読みください。

<締切日> 2024年12月18日弊社必着（2024年12月19日以降の到着分は無効となります。）

<ご記入いただく内容>

- ①ファンド名称(損保ジャパンSRIオープン)
- ②住所
- ③氏名（記名・販売会社のお届け印捺印※）
※お届け印の登録がない販売会社でご購入の場合、捺印は不要です。
- ④電話番号（日中連絡先）
- ⑤2024年11月15日現在の保有口数 ○○○口
- ⑥取扱販売会社名、取引店名、口座番号
- ⑦繰上償還についてご異議がある旨

<送付先>

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目2番16号 共立日本橋ビル
SOMPOアセットマネジメント株式会社
投資信託業務部ディスクロージャークループ

(3) ご注意事項

- ・当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一の販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての販売会社、取引店名、口座番号、販売会社または口座ごとの保有口数をご記入ください。
- ・書面につきましては、郵便はがき、封書等の指定はございません。任意の形態の書面をご自身でご用意いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご記入内容に不備等がある場合には、異議お申立てを受付けできない場合があります。
- ・異議お申立ての受益者の受益権口数を確認するため、取扱販売会社に対して口数の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人確認のための書類をご提出いただくことがあります。

5. 異議お申立てされた受益者の買取請求手続き

※ 異議をお申立てされた受益者が対象となります。

※ ただし、繰上償還に異議をお申立てされた受益者が、**必ず買取請求をしなければならないわけではございません。**

※ 買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

(1) 買取請求について

繰上償還が決定した場合、異議をお申立てされた受益者は、**買取請求期間中（2025年1月8日～2025年1月27日）**に自己に帰属する受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行に対して※、投資信託財産による買取請求をすることができます。

※ 買取請求は、繰上償還に対し異議をお申立てされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(2) お手続きについて

お手続き方法は異議お申立てされた受益者の方に対して、SOMPOアセットマネジメントより別途ご案内させていただきます。

(3) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額※となります。

※ 受託銀行で必要書類を受理した日に算出される基準価額から信託財産留保額（当該基準価額の0.3%）を控除した額

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振込みいたします。

(4) ご注意事項

- ・ 当該買取事務に関する費用（振込手数料、計算書送付費用等）は**お客様負担として、買取代金から差し引かれます。**
- ・ 上記の手続きが必要となるため、買取請求手続きによる買取代金のお支払いは、取扱販売会社に対して行う**通常の換金手続きよりも日数を要する可能性があります。**
- ・ 異議申立期間中、買取請求期間中ともに、**繰上償還に異議をお申立てしたか否かにかかわらず、取扱販売会社において通常通り、ご換金のお申し込みを受付けます。**

個人情報の取扱いについて

異議お申立てにあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたこととします。なお、本手続きに伴い取得した個人情報は異議お申立ておよび買取請求に関する事務を処理するために利用し、それ以外の目的では使用いたしません。

以上